

# 札幌市宿泊施設非常用自家発電設備整備補助事業 補助金交付要綱

令和元年10月31日 経済観光局長決裁  
(最終改正 令和8年3月25日)

## (目的)

第1条 この要綱は、民間一時滞在施設が行う非常用自家発電設備等の整備を支援するために、市が行う補助制度「非常用自家発電設備整備補助事業」の実施に必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に該当するものとして、同法第3条第1項に基づく札幌市の許可を受けている施設をいう。
- (2) 民間一時滞在施設 札幌市からの要請に基づき、宿泊者以外の旅行者を受け入れる役割を担う宿泊施設で、札幌市と協定を締結した施設をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する法人格を持つ者とする。

- (1) 民間一時滞在施設を運営する者
  - (2) 民間一時滞在施設の建物を所有する者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 札幌市税を滞納していない者であること。
  - (2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者ではないこと。
  - (3) 民間一時滞在施設の所有者及び運営者でない場合は、所有者及び運営者の合意書(様式1)により、民間一時滞在施設の所有者及び民間一時滞在施設の運営者と補助事業実施に関して同意を得ている者であること。

## (補助対象工事)

第4条 補助対象となる工事は、民間一時滞在施設である既存の建築物に関するもので、災害等による停電時に民間一時滞在施設の宿泊者以外の旅行者を受け入れるために必要な電源を供給するための設備に係るもので別表1に定めるものとする。

## (補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、第4条第1項に規定する工事に係る経費で、工事及び撤去処分に要するものとする。

2 補助対象となる経費は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

## (補助金交付額等)

第6条 補助金の交付額は予算の範囲内で、第5条第1項に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、別表2に定める額以下とする。

2 国又は他の地方公共団体等(以下、「国等」という。)から補助金等の交付を受ける場合(交付予定の場合を含む。)において、前条に定める補助対象経費が重複するときは、当該経費

の額から国等の補助金の額を控除した額の2分の1の額を上限として、補助対象経費に算入するものとする。

3 補助金交付は、1民間一時滞在施設につき1回限りとする。

(申込及び決定)

第7条 補助金の交付を申し込む者(以下「申込者」という。)は、補助金交付申込・申請書(様式2)及び別表3に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、第1項に規定する交付申込の内容を変更又は中止しようとする場合は、直ちに補助金交付申込・申請書(様式2)及び別表3に定める添付書類のうち、変更に係る書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項及び第2項の申込みを受けた場合においては、当該申込みに係る事項等の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、これを適当と認めるときは、補助金交付予定者選定通知書(様式3)により補助金交付予定者の選定を申込者に通知し、不適当と認めるときは補助金交付予定者選外通知書(様式4)により補助金交付予定者の選外を申込者に通知する。なお、第8条に規定する交付申請と合わせて行う場合は、通知を省略できるものとする。

4 補助金交付の申込期間は随時受付とする。なお、補助金交付の申込額が予算額に達した時点でそれ以降の申込受付及び交付予定者選定は行わないこととする。

(交付申請及び決定)

第8条 補助金等の交付の申請(以下「交付申請」という。)をしようとする者(以下「交付予定者」という。)は、補助対象工事に着手しようとする前に、あらかじめ市長と協議の上、補助金交付申込・申請書(様式2)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 別表4に定める書類

(2) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書(様式15)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請は、第7条第1項の申込と合わせて行うことができ、申請期間は随時受付とする。

4 市長は、交付申請があった場合は、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付申請に係る補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定(以下「交付決定」という。)をし、補助金交付決定通知書(様式5)により交付申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

5 市長は、前項の場合において、適正な補助金等の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

6 市長は、交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

7 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等を交付しない旨の決定をし、補助金不交付決定通知書(様式6)により申請者に通知するものとする。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者

(4) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

(申込及び申請要件)

第9条 申込者及び交付予定者は、第3条に規定する補助対象者に該当する者とする。但し、第3条第1項第1号及び同項第2号に掲げる民間一時滞在施設については、第7条第1項の交付申込及び第8条第1項の交付申請に限り民間一時滞在施設に係る協定を締結する見込みの施設も含むものとする。

2 申込者及び交付予定者は、申込及び申請に当たり国等からの補助金等の交付状況(交付予定の場合を含む。)を市長に説明すること。

(交付条件)

第10条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象工事が交付申請を行った年度内に完了すること。
- (2) この要綱の規定に従うこと。
- (3) その他市長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条第4項の規定による通知(第8条第5項の規定により交付申請に係る事項に修正を加え、又は同条第6項の規定により条件を付してされた交付決定に係るものに限る。)を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して20日を経過する日(市長が特に認める場合にあっては、市長が別に定める期日)までに、当該交付決定に係る交付申請の取下げをすることができる。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付決定の内容を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により交付決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による交付決定の取り消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、別に定めるところにより、補助金等を交付することができる。

- (1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 市長は、第1項の規定による取消又は変更をした場合は、補助事業者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(計画の変更及び中止)

第13条 第8条第4項の補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は第8条第4項の規定による交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事の内容を変更又は中止(以下「計画変更等」という。)しようとする場合は、計画変更等承認申請書(様式7)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による計画変更等の承認申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、当該事業の内容変更等について適当と認めるときは、計画変更等承認通知書(様式8)により、交付決定者に通知するものとする。その際、市長は必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。
- 3 計画変更等に伴い費用が増減した場合の補助金交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は認めない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 4 市長は第1項の規定による補助事業の中止の申請を受けたときは、速やかにこれを承認し、第7条第3項又は第8条第4項の規定による決定通知を取り消し、計画変更等承認通知書(様式8)により交付決定者に通知するものとする。

(財産の管理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得し、又は改修した取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、原則として、実績報告書に記載の工事完了日から5年を経過するまで、補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保の用に供し(以下「処分」という。)しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の全部を返還したとき又は特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(調査)

第15条 市長は、この要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、交付予定者又は交付決定者又は補助金の交付を受けた者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(実績報告書等の提出)

第16条 交付決定者は、第8条第4項の規定による補助金交付決定を受けた後、速やかに当該通知に係る補助対象工事に着手し、当該工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該通知を受けた年度の3月15日までのいずれか早い日までに、別表5に定める書類を添付した実績報告書(様式9)及び銀行口座振込同意書(様式12)を、市長に提出しなければならない。

- 2 第9条但し書の規定により、民間一時滞在施設に係る協定を締結する見込みで第8条第1項の交付申請を行った者は、前項の実績報告書に締結した協定書の写しを添付しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第17条 市長は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、第8条第4項の規定による交付決定の内容との照合審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施することとし、交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、

補助金交付確定通知書(様式10)により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、補助金交付条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 第16条の規定は、前項の規定による指示に従って措置を行う補助事業等について準用する。
- 4 市長は、交付決定者が第2項の求めに応じないとき、又は実績報告の内容が補助金交付要件を満たさないと認めるときは、補助金交付決定を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式11)により、交付決定者へ通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第18条 市長は前条第1項の規定による通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。

(違反等による交付決定の取消)

第19条 市長は、第12条第1項の規定による場合のほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 第15条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。
  - (4) 民間一時滞在施設の役割を担えないと認められるとき。
  - (5) 実績報告書を提出する時まで、札幌市と民間一時滞在施設に係る協定を締結していないとき。
  - (6) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書(様式11)により、交付決定者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、第12条第1項又は前条第1項の規定による交付決定の取消しをした場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、実績報告書に記載の工事完了日から5年以内に補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式13)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定にする財産処分承認申請を受けたときは、やむを得ないと認められる場合を除き、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができ、補助金返還通知書(様式14)によって通知する。

(加算金及び遅延損害金)

第21条 交付決定者は、第19条第1項の規定による交付決定の取消に関し、前条第1項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者等の納付した金額は、前条第1項の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。
- 3 交付決定者は、前条第1項の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限（以下「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、法第19条第2項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。

（理由の提示）

第22条 市長は、第12条第1項若しくは第19条第1項の規定による交付決定の取消又は第17条第2項の規定による指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（書類の整備等）

第23条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付申請に係る提出書類の写し及び各種通知書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

（雑則）

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光・MICE担当局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日前に交付決定をした補助金については、適用しない。

別表1 補助対象工事

補助対象工事	補助要件
<p>1 発電装置の設置に伴うもので次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 発電装置本体</p> <p>(2) 発電装置の設置工事及び電気工事</p> <p>(3) 発電装置設置に係る電気、機械、建築、土木及びその他の工事</p> <p>(4) 工事に係る仮設及び撤去工事</p>	<p>1 発電装置の機器要件は次の各号全てに適合するものとする。</p> <p>(1) 土地又は建物に定着するもの</p> <p>(2) 内燃機関を原動力とする自家発電装置又はコージェネレーションシステムで、停電時も自立運転が可能なもの</p> <p>(3) 民間一時滞在施設の機能の維持に必要な時間、運転を継続できるもの</p> <p>(4) 未使用のもの</p> <p>(5) 経年劣化による更新、修繕に係るものでないもの</p>
<p>2 停電時に自立運転が可能な発電装置に伴うもので次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 発電装置設置に係る受配電設備及び電力設備の改修工事</p> <p>(2) 発電装置の自立運転時に電源を供給する系統を増やすために行う電気工事</p> <p>(3) 工事に係る仮設及び撤去工事</p>	<p>2 経年劣化による更新、修繕に係るものでないもの</p>
<p>3 停電時に自立運転が可能な発電装置の運転時間の延長に係るもので次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 燃料タンク、油面検出装置及び除水器</p> <p>(2) タンク設置に係る電気、機械、建築、土木及びその他の工事</p> <p>(3) 防油堤工事、注油設備工事</p> <p>(4) 工事に係る仮設及び撤去工事</p>	<p>3 補助要件は次の各号全てに適合するものとする。</p> <p>(1) 燃料タンクの整備を行うもの</p> <p>(2) 燃料タンクの容量は、発電装置が民間一時滞在施設の機能の維持に必要な時間、運転を継続できる貯蔵数量以上のものとする</p> <p>(3) 経年劣化による更新、修繕に係るものでないもの</p>

別表2 補助金交付上限額

<p>1施設につき、下記1のとおり</p>
<p>1 旅行者受入数1,000人以上:50,000千円            旅行者受入数500人以上1,000人未満:30,000千円            旅行者受入数200人以上500人未満:20,000千円            旅行者受入数50人以上200人未満:15,000千円            ※旅行者受入数は、3.3㎡に2人収容として、旅行者滞在場所床面積から算出</p>

別表3 申込添付書類

提出書類	
1	工事計画書
2	民間一時滞在施設であることが確認できる書類(個別協定書の写し)
3	施設の位置図
4	当該施設の所有者を示す「不動産登記簿謄本」
5	当該施設の所有者、施設運営者が相違する場合の必要書類 ・所有者及び運営者の合意書(様式1)
6	経費内訳書(見積書) ・別表1の補助対象工事の項目を参考に、補助対象・対象外の経費等がわかる経費明細を作成すること ・発電装置を設置する場合は、メーカー名・型番を記載すること
7	民間一時滞在施設として受け入れた旅行者が滞在する場所を示す平面図(滞在する場所の床面積がわかるもの)
8	事業スケジュール表 ・工事工程や申請書類提出スケジュール
9	その他市長が必要と認める書類

別表4 交付申請添付書類

提出書類	
1	納税証明書(発行日から3か月以内の指名願)
2	経費内訳書(見積書) ・別表1の補助対象経費の項目を参考に、補助対象・対象外の経費等がわかる経費明細を作成すること ・発電装置を設置する場合は、メーカー名・型番を記載すること
3	設置場所の現況写真
4	施工前の図面 ・補助対象工事に係る設備内容や仕様が記載している図面
5	施工後の完成予定図面 ・補助対象工事に係る設備内容や仕様が記載している図面 ・ホテル受入機能を維持するために、停電時に発電装置から電源供給する設備範囲がわかる図面(受配電系統図・結線図等) ・民間一時滞在施設として受け入れた旅行者が滞在する場所を示す平面図(滞在する場所の床面積がわかるもの)
6	事業スケジュール表 ・工事工程や申請書類提出スケジュール
7	その他市長が必要と認める書類

別表5 実績報告書添付書類

提出書類	
1	受注業者との契約書の写し又は注文書及び請書の写し
2	工事業者等が発行した請求書の写し ※補助対象経費がわかる明細があること
3	補助対象工事の完成写真(機器については型番がわかるもの)
4	竣工図面
5	その他市長が必要と認める書類